

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																										
<p>7-53 騒音防止装置</p> <p>7-53-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係)</p> <p>7-53-2 性能要件</p> <p>7-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">大型特殊自動車</td> <td style="text-align: center;">110</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)</td> <td>車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> <td style="text-align: center;">99</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの</td> <td style="text-align: center;">98</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が3.5t以下のもの</td> <td style="text-align: center;">97</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)</td> <td>車両の後部に原動機を有するもの</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>車両の後部に原動機を有するもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">96</td> </tr> <tr> <td colspan="2">側車付二輪自動車</td> <td style="text-align: center;">94</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあっては、別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を</p>	自動車の種別		騒音の大きさ	大型特殊自動車		110	三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98	車両総重量が3.5t以下のもの	97	三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	車両の後部に原動機を有するもの	100	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96	側車付二輪自動車		94	<p>8-53 騒音防止装置</p> <p>8-53-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係)</p> <p>8-53-2 性能要件</p> <p>8-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">大型特殊自動車</td> <td style="text-align: center;">110</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)</td> <td>車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> <td style="text-align: center;">99</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの</td> <td style="text-align: center;">98</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が3.5t以下のもの</td> <td style="text-align: center;">97</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)</td> <td>車両の後部に原動機を有するもの</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>車両の後部に原動機を有するもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">96</td> </tr> <tr> <td colspan="2">側車付二輪自動車</td> <td style="text-align: center;">94</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 次に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、次に定める構造であること。</p> <p>ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあっては、別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p>	自動車の種別		騒音の大きさ	大型特殊自動車		110	三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98	車両総重量が3.5t以下のもの	97	三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	車両の後部に原動機を有するもの	100	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96	側車付二輪自動車		94
自動車の種別		騒音の大きさ																																									
大型特殊自動車		110																																									
三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99																																									
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98																																									
	車両総重量が3.5t以下のもの	97																																									
三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	車両の後部に原動機を有するもの	100																																									
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96																																									
側車付二輪自動車		94																																									
自動車の種別		騒音の大きさ																																									
大型特殊自動車		110																																									
三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99																																									
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98																																									
	車両総重量が3.5t以下のもの	97																																									
三輪自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	車両の後部に原動機を有するもの	100																																									
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96																																									
側車付二輪自動車		94																																									

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査			第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)			
<p>行ったもの</p> <p>別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p>						
自動車の種別			騒音の大きさ			
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が94dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5			
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が94dBを超えないもの	99			
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5			
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dBを超えないもの	98			
	車両総重量が3.5t以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5			
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dBを超えないもの	97			
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5			
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えないもの	100			
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5			
		自動車検査証の備考欄に記載さ	96			

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

		れた近接排気騒音値が91dBを超えないもの	
二輪自動車及び側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。)	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの		自動車検査証備考欄記載値+5
	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの		94

イ 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

別添 10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、それぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別	騒音の大きさ
自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)	自動車検査証備考欄記載値+5
側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。)	+5

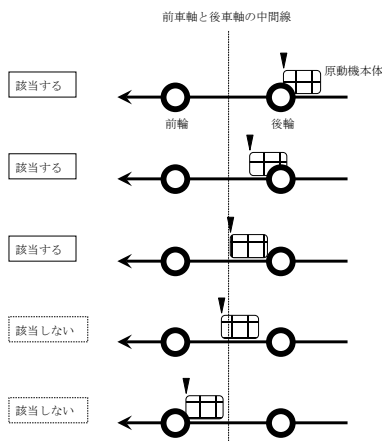
(2) (1) ①及び②の表中「車両の後に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「車両の後に原動機を有するもの」の該当判定



(3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)

ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

別添 10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別	騒音の大きさ
自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)	自動車検査証備考欄記載値+5
側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。)	+5

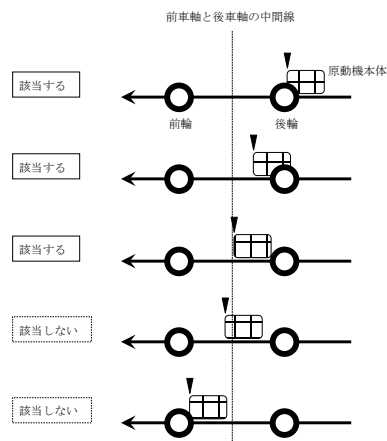
(2) (1) ①の表中「車両の後に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「車両の後に原動機を有するもの」の該当判定



(3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

- (4) 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の機能を損なう損傷等のないものは、
(1) ②の基準に適合するものとする。

7-53-2-2 視認等による審査

8-53-2-2 視認等による審査

(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第40条第2項関係、細目告示第118条第2項関係）

(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第40条第2項関係、細目告示第196条第2項関係）

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。

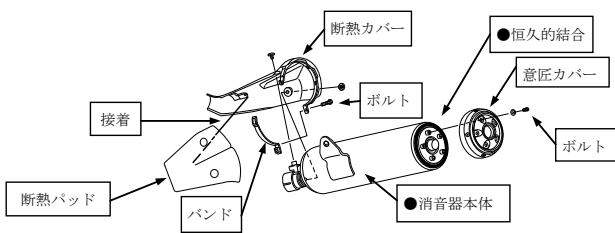
(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、(1) ⑤の規定に適合しないものとする。

- ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの
- ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置

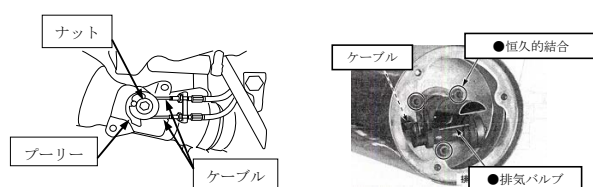
【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】

●は恒久的結合が必要な部位を表す。

【例1】



【例2】



7-53-2-3 書面等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）

- ① 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に限る。）は、細目告示別添39「定常走行騒

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S4の6。(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S6(令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であつてもよい。)の6。(6.3.及び6.4.を除く。)に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。</p> <p>(2) 7-53-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) ①の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) 次に掲げる騒音防止装置(二輪自動車に備えるものにあつては、騒音ラベルを含む。)であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1) ②又は③のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ②又は③の前段の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器(大型特殊自動車に備える消音器を除く。)は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から(8)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第118条第2項及び第3項関係)</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>製作者の商号又は商標。(DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社 JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>(カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われ</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>た後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40 「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式 (原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量 (受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量 : S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量 : S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車 (改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車 (側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。) であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S4 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S4の6.2.2.(フェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>(7)(8)の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社 JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>(カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTa ラベル又はプレート</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく㊦マーク</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>(8) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</p> <p>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S6 の6.1.及び6.2.に適合することが明らかである自動車。</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)				
<p>原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S6の6.1.及び6.2.に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音情報欄において、UN R41-04以降の記載があるものに限る。 <p>(イ) WVA ラベル又はプレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。 例：e1*168/2013*12345 <p>(ウ) UN R41に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UN R41-04以降のものに限る。 <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41に基づくⓂマーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UN R41-04以降のものに限る。 <p>(9) 次に掲げるものは、(4)の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であつて、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であつて、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け <p>(10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</p> <p>(6) ②ア又は(7) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-3 欠番</p> <p>7-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、7-53-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係)</p> <table border="1" data-bbox="188 1944 794 2085"> <tr> <td>ア 型式指定自動車</td> <td>昭和46年3月31日(同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日)</td> </tr> </table>	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日(同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日)	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、8-53-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係)</p> <p>8-53-3 欠番</p> <p>8-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、8-53-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係)</p> <table border="1" data-bbox="887 1944 1497 2085"> <tr> <td>ア 型式指定自動車</td> <td>昭和46年3月31日(同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日)</td> </tr> </table>	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日(同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日)
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日(同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日)				
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日(同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日)				

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)					
イ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日	イ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日				
ウ 国土交通大臣が指定する自動車（ア及びイに掲げる自動車を除く。）	昭和53年12月31日	ウ 国土交通大臣が指定する自動車（ア及びイに掲げる自動車を除く。）	昭和53年12月31日				
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和61年5月31日（輸入自動車にあつては、平成元年3月31日）	エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和61年5月31日（輸入自動車にあつては、平成元年3月31日）				
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあつては、平成3年3月31日）	オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあつては、平成3年3月31日）				
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあつては、平成4年3月31日）	カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあつては、平成4年3月31日）				
<p>(2) 次の表に掲げる自動車であつて、平成11年8月31日（輸入自動車にあつては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、7-53-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</td> </tr> </table> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であつて運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車にあつては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、7-53-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第15項関係）</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する乗車定員7人以上10人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、平成13年8月31日（輸入自動車にあつては、平成14年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、7-53-8</p>		ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	<p>(2) 次の表に掲げる自動車であつて、平成11年8月31日（輸入自動車にあつては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、8-53-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</td> </tr> </table> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であつて運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車にあつては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、8-53-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第15項関係）</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する乗車定員7人以上10人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、平成13年8月31日（輸入自動車にあつては、平成14年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、8-53-8</p>		ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの							
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）							
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの							
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）							

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
<p>(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第16項関係)</p> <p>(5) 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、7-53-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <table border="1" data-bbox="188 461 778 775"> <tr> <td data-bbox="188 461 778 674">ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 674 778 775">イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> </tr> </table> <p>(6) 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、7-53-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <p>(7) 車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、7-53-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>(8) 次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、7-53-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <table border="1" data-bbox="188 1641 778 1816"> <tr> <td data-bbox="188 1641 778 1783">ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1783 778 1816">イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> </tr> </table> <p>(9) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-53-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第23項及び第24項関係)</p> <p>(10) 次に掲げる二輪自動車にあつては、7-53-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音</p>	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	<p>(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第16項関係)</p> <p>(5) 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、8-53-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <table border="1" data-bbox="887 461 1477 775"> <tr> <td data-bbox="887 461 1477 674">ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 674 1477 775">イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> </tr> </table> <p>(6) 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、8-53-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <p>(7) 車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、8-53-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>(8) 次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、8-53-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <table border="1" data-bbox="887 1641 1477 1816"> <tr> <td data-bbox="887 1641 1477 1783">ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 1783 1477 1816">イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> </tr> </table> <p>(9) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、8-53-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第23項及び第24項関係)</p> <p>(10) 次に掲げる二輪自動車にあつては、8-53-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音</p>	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの									
イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの									
ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの									
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車									
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの									
イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの									
ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの									
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車									

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>② 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車(平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったもの</p> <p>(11) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、7-53-15(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>(12) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、7-53-16(従前規定の適用⑫)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日)以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 令和2年9月1日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年9月1日)以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区</p>	<p>防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>② 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車(平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったもの</p> <p>(11) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、8-53-15(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>(12) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、8-53-16(従前規定の適用⑫)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日)以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 令和2年9月1日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年9月1日)以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>(13) 次に掲げる自動車にあつては、7-53-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第30項及び第31項関係）</p> <p>① 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車（平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</p> <p>(14) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-53-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第32項関係）</p> <p>① 平成30年10月15日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成30年10月16日から令和2年4月15日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 令和2年4月16日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、令和2年4月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日又は自動車検査証等の発行日が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安</p>	<p>分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>(13) 次に掲げる自動車にあつては、8-53-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第30項及び第31項関係）</p> <p>① 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車（平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</p> <p>(14) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、8-53-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第32項関係）</p> <p>① 平成30年10月15日以前に製作された自動車。</p> <p>② 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの。</p> <p>ア 平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車。</p> <p>イ 平成30年10月16日から令和2年4月15日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの。</p> <p>ウ 令和2年4月16日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、令和2年4月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）。</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)												
<p>基準適用年月日が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>7-53-5 従前規定の適用①</p> <p>次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係)</p> <table border="1" data-bbox="188 392 778 1335"> <tr> <td data-bbox="188 392 512 533">ア 型式指定自動車</td> <td data-bbox="512 392 778 533">昭和46年3月31日(同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 533 512 602">イ 騒音防止装置認定自動車</td> <td data-bbox="512 533 778 602">昭和50年12月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 602 512 707">ウ 国土交通大臣が指定する自動車(ア及びイに掲げる自動車を除く。)</td> <td data-bbox="512 602 778 707">昭和53年12月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 707 512 813">エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td data-bbox="512 707 778 813">昭和61年5月31日(輸入自動車にあつては、平成元年3月31日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 813 512 1055">オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td data-bbox="512 813 778 1055">昭和63年5月31日(輸入自動車にあつては、平成3年3月31日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1055 512 1335">カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td data-bbox="512 1055 778 1335">平成元年5月31日(輸入自動車にあつては、平成4年3月31日)</td> </tr> </table> <p>7-53-5-1 装備要件 7-53-12-1に同じ。</p> <p>7-53-5-2 性能要件</p> <p>7-53-5-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、排気騒音(当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の60%で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ20m離れた地上高さ1.2mの位置における騒音の大きさをいう。)をdBで表した値が85dBを超えない構造でなければならない。</p> <p>(2) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。</p> <p>7-53-5-2-2 視認等による審査 7-53-12-2-2に同じ。</p> <p>7-53-5-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超えない構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-5-2-1(1)の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態</p>	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日(同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日)	イ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日	ウ 国土交通大臣が指定する自動車(ア及びイに掲げる自動車を除く。)	昭和53年12月31日	エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和61年5月31日(輸入自動車にあつては、平成元年3月31日)	オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	昭和63年5月31日(輸入自動車にあつては、平成3年3月31日)	カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	平成元年5月31日(輸入自動車にあつては、平成4年3月31日)	<p>基準適用年月日が令和2年4月15日以前のもの。</p> <p>8-53-5 従前規定の適用①</p> <p>7-53-5の規定を適用する。</p>
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日(同日以前の型式指定自動車にあつては、同年12月31日)												
イ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日												
ウ 国土交通大臣が指定する自動車(ア及びイに掲げる自動車を除く。)	昭和53年12月31日												
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和61年5月31日(輸入自動車にあつては、平成元年3月31日)												
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	昭和63年5月31日(輸入自動車にあつては、平成3年3月31日)												
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	平成元年5月31日(輸入自動車にあつては、平成4年3月31日)												

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
<p>において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>7-53-6 従前規定の適用②</p> <p>次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日(輸入自動車にあつては、平成12年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第13項関係)</p> <table border="1" data-bbox="188 533 778 810"> <tr> <td data-bbox="188 533 778 705">ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 705 778 810">イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> </tr> </table> <p>7-53-6-1 装備要件 7-53-12-1に同じ。</p> <p>7-53-6-2 性能要件</p> <p>7-53-6-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="188 1294 778 1713"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1294 662 1361">自動車の種別</th> <th data-bbox="662 1294 778 1361">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1361 662 1574">ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、車両総重量が3.5tを越え、原動機の最高出力が150kWを越えるもの</td> <td data-bbox="662 1361 778 1574">107</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1574 662 1713">イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td data-bbox="662 1574 778 1713">103</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。</p> <p>7-53-6-2-2 視認等による審査 7-53-12-2-2に同じ。</p> <p>7-53-6-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない</p>	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	自動車の種別	騒音の大きさ	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、車両総重量が3.5tを越え、原動機の最高出力が150kWを越えるもの	107	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	103	<p>8-53-6 従前規定の適用②</p> <p>7-53-6の規定を適用する。</p>
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの									
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)									
自動車の種別	騒音の大きさ								
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、車両総重量が3.5tを越え、原動機の最高出力が150kWを越えるもの	107								
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	103								

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-6-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>7-53-7 従前規定の適用③</p> <p>普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって車両総重量が 1.7t 以下のもの並びに軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成 12 年 8 月 31 日(輸入自動車にあつては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 15 項関係)</p> <p>7-53-7-1 装備要件</p> <p>7-53-12-1 に同じ。</p> <p>7-53-7-2 性能要件</p> <p>7-53-7-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添 9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値が 103dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-7 中「運転者室の前方に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端又は後端を通り、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラス下端の最前部を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点より前方にあるものをいう。この場合、原動機本体とは、原動機にファン、充電発電機、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。</p> <p>(参考図)</p> <p>「運転者室の前方に原動機を有するもの」の該当判定</p>  <p>(3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒</p>	<p>8-53-7 従前規定の適用③</p> <p>7-53-7 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
<p>音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。</p> <p>7-53-7-2-2 視認等による審査 7-53-12-2-2 に同じ。</p> <p>7-53-7-2-3 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。 (2) 7-53-7-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>7-53-8 従前規定の適用④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 7 人以上 10 人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 13 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 14 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 16 項関係）</p> <p>7-53-8-1 装備要件 7-53-12-1 に同じ。</p> <p>7-53-8-2 性能要件</p> <p>7-53-8-2-1 テスタ等による審査 7-53-10-2-1 に同じ。</p> <p>7-53-8-2-2 視認等による審査 7-53-12-2-2 に同じ。</p> <p>7-53-8-2-3 書面等による審査 7-53-10-2-3 に同じ。</p> <p>7-53-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる自動車であって、平成 13 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 19 項関係）</p> <table border="1" data-bbox="188 1496 778 1809"> <tr> <td data-bbox="188 1496 778 1706"> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもののうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1706 778 1809"> <p>イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p> </td> </tr> </table> <p>7-53-9-1 装備要件 7-53-12-1 に同じ。</p> <p>7-53-9-2 性能要件</p> <p>7-53-9-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管</p>	<p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもののうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p>	<p>イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p>	<p>8-53-8 従前規定の適用④ 7-53-8 の規定を適用する。</p> <p>8-53-9 従前規定の適用⑤ 7-53-9 の規定を適用する。</p>
<p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもののうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p>			
<p>イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p>			

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。

自動車の種別	騒音の大きさ
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもののうち、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	105
イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	103

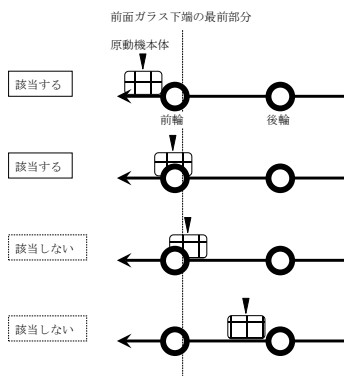
(2) (1)の表中「運転者室の前方に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端又は後端を通り、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラス下端の最前部を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点より前方にあるものをいう。

この場合、原動機本体とは、原動機にファン、充電発電機、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「運転者室の前方に原動機を有するもの」の該当判定



(3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

7-53-9-2-2 視認等による審査

7-53-12-2-2に同じ。

7-53-9-2-3 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-9-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>7-53-10 従前規定の適用⑥</p> <p>車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <p>7-53-10-1 装備要件</p> <p>7-53-12-1に同じ。</p> <p>7-53-10-2 性能要件</p> <p>7-53-10-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が103dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。</p> <p>7-53-10-2-2 視認等による審査</p> <p>7-53-12-2-2に同じ。</p> <p>7-53-10-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-10-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>7-53-11 従前規定の適用⑦</p> <p>車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>7-53-11-1 装備要件</p>	<p>8-53-10 従前規定の適用⑥</p> <p>7-53-10の規定を適用する。</p> <p>8-53-11 従前規定の適用⑦</p> <p>7-53-11の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
<p>7-53-12-1 に同じ。</p> <p>7-53-11-2 性能要件</p> <p>7-53-11-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添 9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値が 105dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。</p> <p>7-53-11-2-2 視認等による審査</p> <p>7-53-12-2-2 に同じ。</p> <p>7-53-11-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-11-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>7-53-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 21 項関係)</p> <table border="1" data-bbox="188 1361 778 1536"> <tr> <td data-bbox="188 1361 778 1496">ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1496 778 1536">イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> </tr> </table> <p>7-53-12-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-12-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-53-12-2 性能要件</p> <p>7-53-12-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添 9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構</p>	ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	<p>8-53-12 従前規定の適用⑧</p> <p>7-53-12 の規定を適用する。</p>
ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの			
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車			

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)						
<p>造でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="188 219 778 533"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 自動車（被牽引自動車を除く。）の発する騒音が (1) に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。</p> <p>7-53-12-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 <p>7-53-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-12-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>7-53-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 24 項関係)</p> <p>7-53-13-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-13-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-53-13-2 性能要件</p> <p>7-53-13-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	107	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	99	<p>8-53-13 従前規定の適用⑩</p> <p>7-53-13 の規定を適用する。</p>
自動車の種別	騒音の大きさ						
ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	107						
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	99						

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	99
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	98
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
二輪自動車及び側車付二輪自動車		94

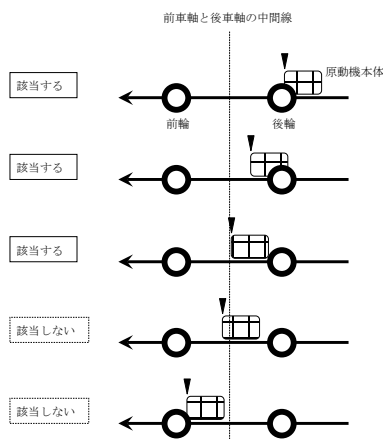
(2) (1) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定



(3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

7-53-13-2-2 視認等による審査

(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</p> <p>② 消音器本体が切断されていないこと。</p> <p>③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</p> <p>④ 消音器に破損又は腐食がないこと。</p> <p>7-53-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-13-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>7-53-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>② 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車(平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったもの</p> <p>7-53-14-1 装備要件</p> <p>7-53-17-1に同じ。</p> <p>7-53-14-2 性能要件</p> <p>7-53-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-17-2-1 (2) に同じ。</p> <p>7-53-14-2-2 視認等による審査</p> <p>7-53-17-2-2に同じ。</p> <p>7-53-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 7-53-14-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p>	<p>8-53-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>② 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車(平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったもの</p> <p>8-53-14-1 装備要件</p> <p>8-53-17-1に同じ。</p> <p>8-53-14-2 性能要件</p> <p>8-53-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 8-53-17-2-1 (3) に同じ。</p> <p>8-53-14-2-2 視認等による審査</p> <p>8-53-17-2-2に同じ。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
<p>(3) 7-53-17-2-3 (4) に同じ。</p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-53-17-2-3 (5) ①に同じ。</p> <p>② 7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。</p> <p>なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。</p> <p>(5) 7-53-17-2-3 (6) に同じ。</p> <p>なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。</p> <p>(6) 7-53-17-2-3 (7) に同じ。</p> <p>なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。</p> <p>7-53-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係)</p> <p>① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>7-53-15-1 装備要件</p> <p>7-53-16-1 に同じ。</p> <p>7-53-15-2 性能要件</p> <p>7-53-15-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" data-bbox="225 1982 783 2087"> <tr> <td>自動車の種別</td> <td>騒音の大きさ</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車</td> <td>110</td> </tr> </table>	自動車の種別	騒音の大きさ	大型特殊自動車	110	<p>(3) 7-53-17-2-3 (4) に同じ。</p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-53-17-2-3 (5) ①に同じ。</p> <p>② 7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。</p> <p>なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。</p> <p>(5) 7-53-17-2-3 (6) に同じ。</p> <p>なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。</p> <p>(6) 7-53-17-2-3 (7) に同じ。</p> <p>なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。</p> <p>8-53-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 28 項関係)</p> <p>① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>8-53-15-1 装備要件</p> <p>8-53-16-1 に同じ。</p> <p>8-53-15-2 性能要件</p> <p>8-53-15-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" data-bbox="922 1982 1481 2087"> <tr> <td>自動車の種別</td> <td>騒音の大きさ</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車</td> <td>110</td> </tr> </table>	自動車の種別	騒音の大きさ	大型特殊自動車	110
自動車の種別	騒音の大きさ								
大型特殊自動車	110								
自動車の種別	騒音の大きさ								
大型特殊自動車	110								

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査				第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)			
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99		
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98		車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98		
	車両総重量が3.5t以下のもの	97		車両総重量が3.5t以下のもの	97		
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100		
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96		車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96		
側車付二輪自動車		94	側車付二輪自動車		94		
<p>(2) 7-53-16-2-1 (2) に同じ。 (3) 7-53-16-2-1 (3) に同じ。</p> <p>7-53-15-2-2 視認等による審査 7-53-16-2-2 に同じ。</p> <p>7-53-15-2-3 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。 (2) 7-53-15-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。 (4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。 ① 次のいずれかの表示がある消音器 ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。） この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。 イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受</p>			<p>(2) 8-53-16-2-1 (2) に同じ。 (3) 8-53-16-2-1 (3) に同じ。</p> <p>8-53-15-2-2 視認等による審査 8-53-16-2-2 に同じ。</p>				

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社 JQR (ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定) (イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定) (イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示により、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(カ) 消音器の個数</p> <p>(キ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(ク) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(コ) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> <p>$0.95S$ (又は、$S-20$) $\leq S1$</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(4) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル又はプレート</p> <p>(ウ) UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく®マーク</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(5) 次に掲げるものは、(3)の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け <p>(6) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(3)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(3)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(4)②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-16 従前規定の適用⑯</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成28年9月30日以前に製作された自動車 ② 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日)以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 令和2年9月1日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年9月1日)以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車 <p>7-53-16-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-16-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p>	<p>(5) 次に掲げるものは、(3)の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け <p>(6) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(3)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(3)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(4)②アに準じて確認するものとする。</p> <p>8-53-16 従前規定の適用⑯</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成28年9月30日以前に製作された自動車 ② 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日)以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 令和2年9月1日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年9月1日)以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車 <p>8-53-16-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-16-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-53-16-2 性能要件 8-53-16-2 性能要件

7-53-16-2-1 テスタ等による審査 8-53-16-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあつては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの

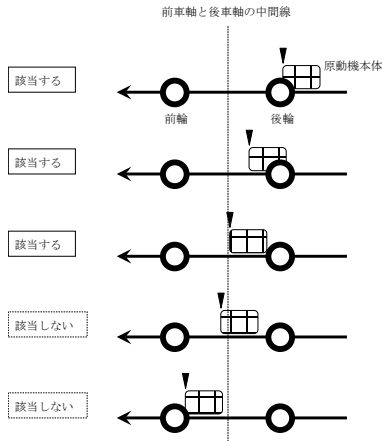
別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ	
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えるもの 自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えないもの	
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5 99
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えないもの	98
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えないもの	97

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査				第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)			
		音値が92dBを超えないもの					
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車を除く。)	車両の後に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えないもの	100	イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車 別添 10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。	(2) (1) ①の表中「車両の後に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。 この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。 ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。 (参考図) 「車両の後に原動機を有するもの」の該当判定
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5		96		
	二輪自動車及び側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。)	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの	94		
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの	94				
						ア 消音器について改造又は交換を行っていない自動車 別添 10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(3) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

7-53-16-2-2 視認等による審査

(1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)でないこと。

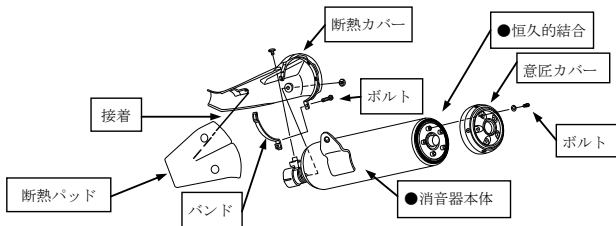
(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的の方法(溶接、リベット等)により結合されていないもの(例:ボルト止め、ナット止め、接着)は、(1)⑤の規定に適合しないものとする。

- ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの
- ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置

【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1)⑤、(2)関係】

●は恒久的結合が必要な部位を表す。

【例1】



【例2】

(2) 自動車(被牽引自動車を除く。)の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

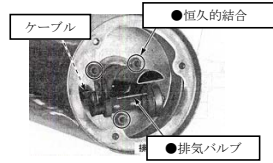
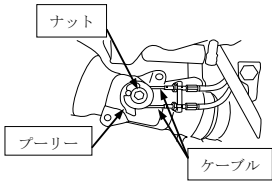
8-53-16-2-2 視認等による審査

(1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



7-53-16-2-3 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S4の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ1に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。

ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、UN R51-03-S4の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。

なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。

(2) 次に掲げる騒音防止装置であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)①のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)①の前段の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置

(3) 内燃機関を原動機とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。

(4) 次に掲げる消音器は、(3)の基準に適合するものとする。

- ① 次のいずれかの表示がある消音器
 - ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>製作者の商号又は商標。(DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社 JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59 (乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であつて、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(4) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル又はプレート</p> <p>(ウ) UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器 	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく㊦マーク</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>③ (1) ①の規定に適合する自動車が現に備えている消音器</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S4 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S4 の 6.2.2（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> <p>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>(6) 次に掲げるものは、(3) の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</p> <p>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</p> <p>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF 又は触媒の取付け</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(3) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(3) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</p> <p>(4) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-17 従前規定の適用⑬</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第30項及び第31項関係）</p> <p>① 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車（平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</p> <p>7-53-17-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-17-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-53-17-2 性能要件</p>	<p>8-53-17 従前規定の適用⑬</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第30項及び第31項関係）</p> <p>① 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車（平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</p> <p>8-53-17-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-17-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>8-53-17-2 性能要件</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-53-17-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 二輪自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。
- ② 側車付二輪自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。

(2) 自動車（被牽引自動車を除く。）の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

7-53-17-2-2 視認等による審査

(1) 内燃機関を原動機とする自動車が発する騒音が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

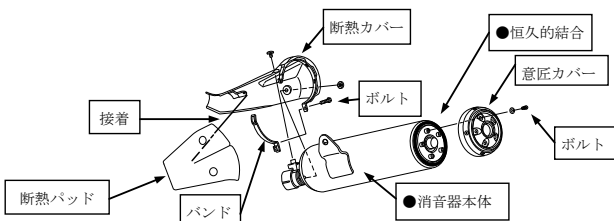
(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、(1)⑤の規定に適合しないものとする。

- ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの
- ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置

【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1)⑤、(2)関係】

●は恒久的結合が必要な部位を表す。

【例1】



第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

8-53-17-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 二輪自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。
- ② 側車付二輪自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。

(2) 自動車（被牽引自動車を除く。）の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

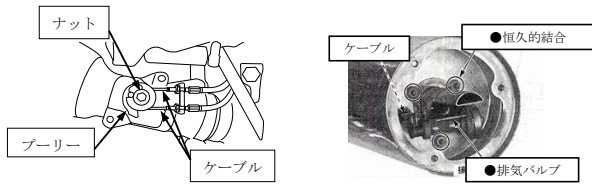
8-53-17-2-2 視認等による審査

(1) 内燃機関を原動機とする自動車が発する騒音が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

【例2】



7-53-17-2-3 書面等による審査

- (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 自動車（二輪自動車を除く。）は、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造であること。
 - ② 二輪自動車は、UN R41-04-S3（令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。）の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。）に適合する構造であること。
 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲になければならない。
- (2) 7-53-17-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) ①の基準に適合するものとして取扱うことができる。
- (3) 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車に備えるものに限る。）であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1) ②のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ②の前段の基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）
 - ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）
 - ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）
- (4) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。
- (5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。
- ① 次のいずれかの表示がある消音器
 - ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。
 この場合において、部品番号等の表示であつて

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>も、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ウ) 欧州連合指令78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示により、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であること</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>を確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTa ラベル又はプレート</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器 	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マーク</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>③ (1) ②の規定に適合する自動車が現に備えている消音器</p> <p>(6) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け <p>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</p> <p>(5) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-18 従前規定の適用⑭</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第32項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成30年10月15日以前に製作された自動車 ② 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 平成30年10月16日から令和2年4月15日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式 	<p>が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マーク</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>③ (1) ②の規定に適合する自動車が現に備えている消音器</p> <p>(6) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け <p>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</p> <p>(5) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>8-53-18 従前規定の適用⑭</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第32項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成30年10月15日以前に製作された自動車。 ② 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ア 平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車。 イ 平成30年10月16日から令和2年4月15日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 令和2年4月16日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和2年4月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日又は自動車検査証等の発行日が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>7-53-18-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-18-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-53-18-2 性能要件</p> <p>7-53-18-2-1 テスタ等による審査</p> <p>7-53-2-1に同じ。</p> <p>7-53-18-2-2 視認等による審査</p> <p>7-53-2-2に同じ。</p> <p>7-53-18-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S2の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>(2) 次に掲げる騒音防止装置であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)①のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)①の前段の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p>	<p>を区分する事項に変更がないもの。</p> <p>ウ 令和2年4月16日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和2年4月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和2年4月15日以前のもの。</p> <p>8-53-18-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-18-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>8-53-18-2 性能要件</p> <p>8-53-18-2-1 テスタ等による審査</p> <p>8-53-2-1に同じ。</p> <p>8-53-18-2-2 視認等による審査</p> <p>8-53-2-2に同じ。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(3) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(4) から(6) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</p> <p>(4) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。（DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。） この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示 (ア) 一般財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社JQR (ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示 (ア) UN R51（四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定） (イ) 欧州連合指令70/157/EEC（四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定）</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示 (ア) UN R59（乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定）</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> <p>$0.95S$ (又は、$S-20$) $\leq S1$</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S2 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただ</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>し、6.2.1.1.及び6.2.2.にあつては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S2の6.2.2(フェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。 この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示 (ア) 一般財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社 JQR (ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示 (ア) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定) (イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示 (ア) UN R59 (乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の交換用消音器に関する規定) (イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であつて、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(6) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(イ) WVTA ラベル又はプレート</p> <p>(ウ) UN R51、70/157/EEC に基づく認定証 (写しをもって代えることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく®マーク</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>(7) 次に掲げるものは、(3) の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品 (騒音を増大等させるためのものを除く。) の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器 (指定自動車等に備えられている消音器を含む。) であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け <p>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装 (指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (3) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。) は、(3) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</p> <p>(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。</p>	